

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年4月8日～2021年4月14日)

令和3年(2021年)4月16日

| H   | E | A | D | L | I | N | E | S  |
|---|---|---|---|---|---|---|---|--|
| <p><b>政治</b></p> <p>スモレンスク政府専用機墜落事故11周年追悼式典の開催<br/>                     裁判所による PKN Orlen 社のポルスカ・プレス社買収に関する決定<br/>                     新型コロナウイルス感染症に関する国内規制措置の延長<br/>                     ジョンソン＆ジョンソン社のワクチン到着<br/>                     憲法法廷による人権擁護官の任期に関する規定の違憲判断<br/>                     下院による人権擁護官候補の指名<br/>                     ドラウ外相とクレバ・ウクライナ外相との会談<br/>                     ラウ外相とジャイシャンカル・インド外相との電話会談<br/>                     NATO任務・TAMTにおける哨戒機運用開始<br/>                     国防省、米軍配備に伴う建設投資の監視チームを編成<br/>                     ラウ外相とプリンケン米國務長官との電話会談<br/>                     ラウ外相のNATO外相・国防相会合への出席</p> |   |   |   |   |   |   |   | お願ひ3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。 |
| <p><b>治安等</b></p> <p>スモレンスク政府専用機墜落事故追悼式典実施会場付近で騒動<br/>                     ワルシャワ・ショパン空港で再び爆発物騒ぎ<br/>                     新型コロナウイルス感染症の防疫措置継続に対する抗議集会が実施<br/>                     警察、ATMを爆破して現金を盗んだ容疑者らを逮捕<br/>                     本年8月2日から新形式のIDカードが発行</p>   |   |   |   |   |   |   |   |  |
| <p><b>経済</b></p> <p>職場におけるワクチン接種キャンペーン<br/>                     国有財産省による投資支援事業<br/>                     外国人の雇用に関する新たな法令の検討<br/>                     ポーランド産電気自動車製造に向けた動向<br/>                     米ウェスチングハウス・エレクトリック(WH)社がポーランドにサービスセンター開設を計画<br/>                     バイパス道路建設プログラム<br/>                     ポーランド電気卸売価格動向<br/>                     国営電力会社からの石炭部門の分離見通し<br/>                     炭鉱労働組合との交渉妥結</p>   |   |   |   |   |   |   |   |  |
| <p><b>大使館からのお知らせ</b></p> <p>長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意<br/>                     欧州でのテロ等に対する注意喚起<br/>                     「たびレジ」への登録のお願い<br/>                     新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起<br/>                     マイナンバーカード取得のお願い<br/>                     年金受給者の現況届提出について<br/>                     大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ)<br/>                     文化行事・大使館関連行事</p>  |   |   |   |   |   |   |   |  |
| <p>在ポーランド日本国大使館<br/>                     ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a></p>  |   |   |   |   |   |   |   |  |

## 政 治

## 内 政

スモレンスク政府専用機墜落事故11周年追悼式典の開催【10日】

10日、スモレンスク政府専用機墜落事故11周年を迎え、各地で追悼式典が開催された。2010年の墜落事故では、当時のレフ・カチンスキ大統領夫妻をはじめ、96名が逝去した。ドウダ大統領は、カチンスキ元大統領夫妻が埋葬されているヴァヴェル城での式典にて、同元大統領夫妻と墜落事故で逝去した全ての偉大なポーランド人に敬意を表すると述べた。また、モラヴィエツキ首相は、ツイッターにて、スモレンスク政府専用機墜落事故は戦後のポーランド史における国家の最大の悲劇であり、国が必要としていた最も偉大な人々の命が奪われたと発言した。

裁判所による PKN Orlen 社のポルスカ・プレス社買収に関する決定【13日】

13日、競争・消費者保護裁判所は、競争・消費者保護局(UOKiK)による国営石油会社 PKN Orlen 社のポルスカ・プレス社買収への同意の差し止めに関する人権擁護官の要請を認める決定を下した。ボドナル人権擁護官は、同買収の実施が憲法の定める表現の自由の原則に違反し得ると同要請にて表明していた。他方、PKN Orlen 社のオバイテク社長は、今回の裁判所の決定は同社がポルスカ・プレス社にて取得した株式に基づく権限を行使することを制限するものではなく、今後の方針変更は行わない旨発言した。

新型コロナウイルス感染症に関する国内規制措置の延長【14日】

14日、ニエジェルスキ保健大臣が記者会見を行い、18日までとしている現在の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に伴う国内制限措置の期限について、一部の制限を除き25日まで延長すると発表した。変更点として、19日より保育園・幼稚園が再開し、屋外スポーツ施設が最大25名の人数制限の下で利用が可能となる。また、ホテルの営業禁止は5月3日まで期限が延長される。

ジョンソン&ジョンソン社のワクチン到着【14日】

14日、ニエジェルスキ保健大臣は、同日早朝に第一便となるジョンソン&ジョンソン社製ワクチン12万本がポーランドに到着したと発表した。これで国内に到着したワクチンは、ファイザー/ビオンテック社製、モデルナ社製、アストラゼネカ社製に続いて4種類目となる。

憲法法廷による人権擁護官の任期に関する規定の違憲判断【15日】

15日、憲法法廷は、人権擁護官が任期満了後、後任の選出まで職務を遂行すると規定する人権擁護官法の条項を違憲とする判決を下した。憲法法廷は、同判決は官報掲載の3か月後に効力を発するとし、議会に対し、それまでに憲法に沿った法改正を行うよう要請している。現職のボドナル人権擁護官の任期は昨年9月に満了したが、上下院で与野党のねじれ状態にあるため、後任の選出がなされない状態が続いている。

ボドナル人権擁護官は、同判決を受け、全ての政党に対して上下両院の支持を得る候補者擁立に向け議論するよう求め、法改正によって(人権擁護官の不在時にその代理となる)委員のような立場の者を選出するようになれば、人権擁護官の独立の観点から最良とは言えないと述べた。また、ヴィガンド欧州委員会報道官は、欧州委員会人権擁護官をめぐる問題の進展を注視しており、国民の人権を守り、法の支配の守護者として重要な役割を担う人権擁護官が独立した地位を維持すること、その活動が妨げられず、効果的な職務が保障されることが極めて重要であると述べた。

下院による人権擁護官候補の指名【15日】

15日、下院は、賛成240票、反対201票、棄権11名で与党「法と正義」(PiS)所属のブルブレフスキ下院議員を新たな人権擁護官の候補者として指名した。同下院議員は憲法の専門家で、2015年より下院議員を務めている。今後、人権擁護官として任命されるためには、下院による指名案に上院が同意する必要がある。

## 外交・安全保障

ラウ外相とクレーバ・ウクライナ外相との会談【8日】

8日、ラウ外相はキエフを訪問し、クレーバ・ウクライナ外相と会談を行った。同外相は、今回のウクライナ訪問の目的は、ウクライナが自国の主権、領土的一体性、国境不可侵を防衛する権利を有することを再確認することであったと強調した。また、同外相は、

独立した安全なウクライナは、先日30周年を迎えたパリ憲章の諸原則を基盤とした欧州の不可分な一部であると述べた。また、両外相は、ノルド・ストリーム2建設問題やウクライナ東部・南部の治安情勢の悪化がもたらす欧州の平和への脅威についても議論した。さらに、両外相は、ロシアによるクリミア併合

の不承認とウクライナの領土保全を追求する過程において、ここ数日で見られたウクライナの東部国境及びクリミア占領地での軍事的プレゼンスと軍事活動の強化を考慮に入れるべきであるとの考えで一致した。

#### ラウ外相とジャイシャンカル・インド外相との電話会談【9日】

9日、ラウ外相は、ジャイシャンカル・インド外相と電話会談を実施し、政治や多国間協力を含む二国間関係について議論した。両外相は、法に基づく国際的秩序及び効果的な多国間主義を含む基本的価値や原則を共有していることを確認した。ラウ外相は、両国間のハイレベルの往来は、様々な分野における協力を更に弾みをつけるものであると述べ、自身もコロナ情勢が許せば可能な限り早急にインドを訪問したいと述べた。また、同外相は、ポーランドが推進する三海域イニシアティブ(3SI)へのインドの参加を招待した。さらに、同外相は、EUとインドを含む諸国にとって多国間主義の重要性が高まっていることに鑑み、ポーランドは、現在、EU内で検討されているインド太平洋に関する文書について積極的に参加していると述べた。両外相は、EU・インド首脳会合や「V4+インド」での協力可能性についても言及した。

#### NATO任務・TAMTにおける哨戒機運用開始【12日】

12日、ポーランド国防省は、トルコに派遣したポーランド軍哨戒機が運用開始されたことを発表した。同任務は、東地中海及び黒海の警戒任務として、2015年、シリア国境における状況悪化に伴い、トルコの要請を受けてNATOが開始した任務であり、TAMT (Tailored Assurance Measures Turkey) と呼ばれている。2020年9月、ドゥダ大統領は、哨戒機と最大80名規模の部隊を派遣することを決定し、今回の哨戒機の飛行は、派遣以降初の任務飛行となった。

#### 国防省、米軍配備に伴う建設投資の監視チームを編成【12日】

12日、ポーランド国防省は、ポーランドへの米軍配備に伴う建設投資の実行を監視するチームを編成した。同チームの業務は、2020年8月15日に米国との間で締結された強化防衛協力合意の付属文書Bに関連する建設投資の実現を監視することである。同チームは、同合意に基づく建設投資の実現

に向けて、国防省の諮問機関となる。ダニウシュ・メンドララ准将は、統括責任者の役割を果たし、国防省インフラ部長が同機関の副議長に指名されている。同機関のメンバーは、全般司令官及び作戦司令官が指名した代表者で構成されている。

#### ラウ外相とプリンケン米國務長官との電話会談【13日】

13日、ラウ外相は、プリンケン米國務長官と電話会談を行い、ロシアのウクライナにおける活動に対するNATOの対応やアフガニスタンにおけるNATO軍の駐留問題について議論した。両外相は、2014年以降前例のない規模で増加しているウクライナ東部国境やロシア占領下にあるクリミア半島におけるロシアのプレゼンス及び軍事活動について、国際安全保障を脅かし、非常に憂慮すべきものであると評価した。同時に、両外相は、緊張緩和及びリスク回避を目的とした外交的な取組みに対するロシアの建設的な反応の欠如によってさらに状況は悪化していると強調した。また、両外相は、ドンバス地域及びウクライナ国境におけるロシア軍の集中は、最近著しく悪化している同地域の状況の分極化につながるとして懸念を表明し、ロシアの侵略に直面するウクライナの支援を継続する必要性について合意した。さらに、両外相は、ロシアがウクライナとの緊張を緩和し、ミンスク合意の履行に完全に関与するよう説得するために、ロシアに対する制裁も含めた措置をとる必要があることについても言及した。

#### ラウ外相のNATO外相・国防相会合への出席【14日】

14日、ラウ外相は、ビデオ会合形式で開催されたNATO外相・国防相会合に、ブワシュチャク国防相とともに出席し、NATO軍のアフガニスタンからの撤退やウクライナとの国境地域へのロシア軍の集中がもたらす地域の緊張について議論した。ラウ外相は、ロシアによる不安定化をもたらす行動は、現在、欧州の安全保障にとって最大の課題となっていると述べ、外交的な非武装化の取組みに対して、ロシアが建設的な反応を示さないことに対する懸念を表明した。また、同外相は、8日のキエフ訪問の経過を同盟国に伝え、ウクライナの主権と領土保全を支援するための具体的な措置を講じる必要性を強調した。

## 治 安 等

#### スモレンスク政府専用機墜落事故追悼式典実施会場付近で騒動【10日】

10日、ワルシャワ市サスキ庭園に集まった数十名が、発煙筒や爆竹などを投げるなどの騒ぎを起こした。参加者らは、カチンスキ党首を模した人形をもって現れ、「打倒独裁者」と叫び声を上げるなどし

た。同日、同庭園に隣接するピウスツキ広場において、スモレンスク政府専用機墜落事故11周年追悼式典が行われる予定であり、付近では警察官が警備に当たっていた。警察によると、本件事案により、薬物所持者や指名手配犯も含む11名の逮捕者が出たとのことである。なお、与党「法と正義」(PiS)の力

チンスキ党首は、同事故で亡くなったレフ・カチンスキ元大統領の実兄である。

**ワルシャワ・ショパン空港で再び爆発物騒ぎ【10日】**

10日夕方頃、ワルシャワ・ショパン空港に対して、キエフ発ワルシャワ着の航空機の機内に爆発物が仕掛けられている可能性があるという匿名の連絡があった。これを受け、ワルシャワに到着したLOTポーランド航空の航空機及び乗客、乗員の検査が行われた。同検査は午後10時45分頃に終了したが、爆発物や危険物は発見されなかった。同様の爆発物騒ぎは、4月4日にも発生しており、同事案においても爆発物などは発見されなかった。

**新型コロナウイルス感染症の防疫措置継続に対する抗議集会が実施【11日】**

ドルノ・シロンスキエ県グウォグフ(Glogow)において新型コロナウイルス感染症の防疫措置に抗議する集会が開催され、約200名が参加した。本集会は、「ポーランド人よ！我々とともに行こう！」というスローガンの下で行われ、参加者らは、市民権や商業活動の自由に対する制限に抗議した。警察は、参加者らに解散するよう呼びかけたほか、小競り合いが発生した際には催涙ガスを使用した。また、ある女性抗議者に対して警察官が警棒を使用する様子がSNS上に投稿されたところ、本件について、ドルノ・シロンスキエ県警察本部は、当該女性が警察官の制服を引っ張ったほか、法令遵守の呼びかけに応じ

なかった場合、直接強制を行う旨の警告を発していたなどを説明した。

**警察、ATMを爆破して現金を盗んだ容疑者らを逮捕【12日】**

ポズナン市警察は、ヴィエルコ・ポルスキエ県やドルノ・シロンスキエ県などで合計6台のATMを爆破して現金を盗んだ容疑で男性4名を逮捕したと発表した。調査資料によると、容疑者らは可燃性ガスをATMに注入し、ATMを爆破して現金を盗んだという。盗まれた現金は150万ズロチを超え、破壊されたATMの被害額は20万ズロチ近くに達するとみられている。

**本年8月2日から新形式のIDカードが発行【12日】**

ポーランド政府は、8月2日から新しい形式のIDカードを発行すると発表した。IDカードのセキュリティを向上させるため、新形式のIDカードでは直筆署名と指紋の提供が必要となる予定である。また、現行のIDカードは電子申請が可能であったが、新形式以降では、指紋を提出しなければならないため、電子申請ができなくなるとのことである。ただし、12歳未満の子供については、指紋の提出が必要とされないため、電子申請が可能であるという。現行のIDカード所有者は、8月2日以降、ただちに新形式のカードに切り替える必要はなく、有効期限を満了するまでは所持することができる。

経 済

マクロ経済動向・統計

**職場におけるワクチン接種キャンペーン【12日】**

ゴヴイン副首相兼開発・労働・技術大臣は、記者会見において、職場におけるワクチン接種キャンペーンを5月中旬に開始する見込みであると述べた。ただし、同事業の実施はワクチン供給状況次第であると付け加えた。同事業に参加するためには、企業は少なくとも500名の予防接種希望者を集める必要があるが、社内の従業員に限らず、同意がある場合には近隣に所在する企業の従業員分も合わせて申請を行うことが可能であるという。同事業では、特に年齢制限は設けられておらず、ポーランドに合法に滞在する外国人従業員もワクチン接種が可能であるが、従業員家族も対象になるかは未定である。また、ワクチン接種拠点の設置を希望する企業は、指定の医療機関と合意を締結する必要があり、ポーランド民間経営者連盟(Lewiatan)は、経済特区内に合同のワクチン接種拠点を設置することを提案している。

**国有財産省による投資支援事業【13日】**

国有財産省は、5年間で約1,000億ズロチの投資支援事業を立ち上げた。同事業では、企業による「開発債」の発行が可能になり、「開発債」の発行により得られた資金はグリーンへの移行等に関する投資事業に活用される。債券の購入は投資機関及び個人投資家に開かれており、キャピタルゲイン税の非課税対象となる。「開発債」は固定利率で最低100ズロチ、5年債から発行可能となるという。

**外国人の雇用に関する新たな法令の検討【14日】**

開発・労働・技術省は、外国人の雇用に関する新たな法令の前提となる基礎的な作業を完了したと発表した。同省は、今後数年間で外国人労働者に関する需要は更に増加すると見込んでおり、現在のポーランドの法制度はEUの中でも簡素かつ効果的であるが、現在の労働市場の課題に対応するべく改正が必要であると指摘した。高度技能人材の拡充や労働許可証発行手続の効率化・迅速化を図るため、外国人の雇用手続の電子化や、

県当局ではなく郡 (powiat) 当局が労働許可証の発行を行うことなどが検討されているという。新たな法令は2022年1月の施行を目指しているが、ITシ

ステム導入のため、実際の運用には更に約2年程度を要する見込みである。

## ポーランド産業動向

### ポーランド産電気自動車製造に向けた動向【9日】

ポーランド産の電気自動車 Izera を製造するプロジェクトについて、ジスカ気候・環境副大臣は、自動車産業界におけるポーランドの潜在能力を再構築することを目的としていると述べた。Izera の製造は、政府により支援されており、クルティカ気候・環境大臣も Izera の製造の工場建設のため、ポーランド南部ヤヴォジュノ (Jaworzno) の敷地を割り当てることに同意している。同投資は40～50億ズロチ (約8.8～11億ユーロ) に及ぶとみられており、2023年の工場完成を目指している。ジスカ副大臣は、同工場の建設により、3,000以上の雇用が創出されるほか、関連の会社でも数千の雇用創出があり、合計で15,000の雇用が創出となると述べた。

### 米ウェスチングハウス・エレクトリック (WH) 社がポーランドにサービスセンター開設を計画【13日】

米ウェスチングハウス・エレクトリック (WH) 社は、3月にポーランド当局と会談した際、クラクフに新たなサービスセンターを開設 (150人～200人の雇用) する計画であることを明らかにした。施設の概要はまだ不明であるが、ポーランド初の原子力発電所の受注を目指している同社は、ワルシャワにトレードオフィスを開設する計画もあるといわれている。

### バイパス道路建設プログラム【13日】

2020年から2030年までに100本のバイパス道路を建設するプログラムが閣議で承認された。同プログラムには100のプロジェクトが含まれており、計820kmの道路が建設される予定であり、予算は280億ズロチとなっている。新たな道路の建設により、安全基準の向上や輸送量の増加が見込まれており、アダムチク・インフラ大臣は同プログラムについて、道路の建設を何年も待っていたポーランド人のニーズに応えるものであると述べた。

## エネルギー・環境

### ポーランド電気卸売価格動向【12日】

欧州委員会の報告書によると、ポーランドの2020年第4四半期の電気卸売価格は、EU加盟国2番目に高かった (ポーランド: 1MWh当たり54ユーロ超、EU平均: 43.4ユーロ)。さらに、2020年におけるポーランドの平均エネルギー卸価格は、EUで最も高い1MWh当たり47ユーロとなり、イタリア、フィンランドに次ぐEU第3位のエネルギー輸入国となった。

### 国営電力会社からの石炭部門の分離見通し【10日】

10日、サシン副首相兼国有財産大臣は、当地ラジオにおいて、国有財産省が来週、エネルギー部門を再構築するための計画を閣僚会議に提出すると述べた。この草案では、国営電力会社が所有する石炭会社関連の資産を分離し、国家エネルギー安全保障局 (NABE) が運用することを想定している。これにより、電力会社の負担が軽減され、

低排出ガスやゼロエミッションの分野でより効果的な競争が可能となるとされる。同大臣は、現在、石炭で1MWのエネルギーを生産するために燃料費よりも高いCO2排出権料が発生すると指摘し、このまま石炭をエネルギー燃料として使い続けられれば、ポーランド人は莫大な電気代を支払うこととなると述べた。

### 炭鉱労働組合との交渉妥結【13日】

13日、2049年までの炭鉱閉山の決定に伴い協議されていた、政府と炭鉱労働組合との社会的合意が妥結された。本件では、炭鉱労働者の定年までの雇用保障が最大の論点 (政府は炭鉱会社の規則で規定、労働組合は鉱業法での規定を主張。) となっていたが、最終的には政府が妥協し、鉱業法に雇用保障を盛り込むことで合意した。また、政府は当該社会的合意に関する作業を早急に終えて、欧州委員会との協議を開始する意向を示した。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から (1) 最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2) ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証 (ナショナル・ビザ)、又は (3) 同D査証に相当する滞在予定国の長期滞

在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### **欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公

共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。

今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

#### 領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

#### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

#### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetsu/2020/202006/2020061001.html>

#### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: [info-](mailto:info-)

## 文化行事・大使館関連行事

**【休止】 展覧会「Paradise 101」【2月2日～5月16日】**

(新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております。)

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków)

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

**【休止】 展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】**

(新型コロナウイルス感染症に係る規制措置のため、本イベントは休止となっております。)

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

**【開催中】 ポフシン植物園の日本月間【3月27日(土)～5月3日(月)】**

ワルシャワにて、ポーランド科学アカデミー植物園・ポフシン生物多様性保全センター主催による『ポフシン植物園の日本月間』が開催中です。日本に関する屋外の写真展及びイラスト展、ワークショップが予定されています。

開催場所: ワルシャワ、ポフシン植物園、ul. Prawdziwka 2

詳細: <https://www.ogrod-powsin.pl/>

**【予定】 オンラインイベント「第14回日本デー」【4月24日(土)～25日(日)】**

八雲琴クラブ協会及びウツジ大学経済・社会学部主催オンラインイベント『第14回日本デー』が開催されます(ポーランド語)。参加費は無料です。

開催場所: 八雲琴クラブ協会のフェイスブックページ: <https://fb.me/e/3AesNX31A>

詳細: <https://www.facebook.com/yakumogoto>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))